



平和と人権を未来につなぐ

日本国憲法はコロナに立ち向かう大きな力

73回目の憲法記念日 1市4町の会一斉行動



5月3日憲法記念日、急ぐ安倍首相の改憲1市町4町の会主催の「同時一斉街頭宣伝」がおこなわれました。

例年は、憲法を守ることに大切さや9条改憲を許さない訴えを、トラックキャラバン形式で、5つの街を巡って訴えてきました。が、コロナ禍で自粛中ということもあり、それぞれの街で、午前10時に同時一斉街頭宣伝をすることになりました。

夕張では、南清水沢ニコット前に、10名が集まり、憲法を守ることに大切さを訴えました。

緊急事態法の悪用に反対

はじめに、「明日の平和をつくりだす夕張の会」共同代表の渡辺輝夫さんが、

「驚いたのは、このコロナウイルスで外出自粛を呼びかける中で、戦争する国づくりを

憲法記念日の今日、また緊急事態法を利用した『平和憲法9条の改憲』をさせることがないように、私たちがみなさんに訴えます」と市民に語りかけました。

つづいて、立憲野党からのスピーチとして、日本共産党から、くまがい桂子市議が訴えました。

緊急事態条項は独裁政治の始まり

「もし、緊急事態条項が憲法に導入された元で、首相が緊急事態を宣言すれば、政権はあらゆる法律を無視することが可能になります。

これは第二次世界大戦の際のヒトラーと同じやり方です。

憲法における緊急事態条項は、政府に反対する人々を弾圧し、

戦争の遂行にも使われるのです。

フランスやドイツでは、コロナ感染に、法律で対応していますが、それでもマクロン大統領や、メルケル独首相は、外出禁止などの強

制措置が『権利や自由、民主主義を不当に侵害する』のを警戒する発言をしています。

改憲してまで、国民の権利制限を急ぐ安倍首相の姿勢とは対照的です。



安倍自民党は『世界中で戦争できる国』づくりのため、自衛隊を憲法に明記する明文改憲をめざしています

が、『世界中で戦争できる国づくり』をするためには、首相に全権を認める『緊急事態条項導入』も不可欠なものです。

それは、戦争遂行には、法的に国民を戦争に協力させる必要があるからです。

しかし、簡単には、世論が許しません。だからコロナ対策を名目に必要性を主張しているのです。

ウイルスから国民の命と生活を守る日本国憲法

みなさん、私たちの日本国憲法には、コロナ危機に立ち向かう大きな力があります。

コロナ危機で生活が困難になった人々にも憲法13条『生命、自由、幸福追求の権利』が、そして25条1項は『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』としています。

また、憲法29条3項は、『私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができる』と定めています。

この規定から公権力の行使によって『特別の犠牲』が生じた際には『正当な補償』が必要とされています。『感染症の蔓延阻止』しました。(裏面に続く)

という『公共の福祉』のため、外出自粛や休業要請という『特別の犠牲』を要請された場合は生活保障や休業補償は憲法で保障されているのです。

13条や25条の『人権』は、本来、国民の権利であり、それを保障するのが国の義務。そして、コロナ危機に立ち向かう大きな力を持つている『日本国憲法』に基づいて政治を行う、そのことを国に要請するのは『私たち国民の努力』です。

憲法12条には、『自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持する』とあります。

保持とは、守り発展させること。国民としての不断の努力をしていく、まさに正義のたたかいです。憲法が呼びかけているのです。

これからも、一緒に声を上げていきましょう！と元気に訴え

必要とされています。

憲法を国に守らせるのは私たちが国民の不断の努力

他の野党からの参加は、今回は移動の自粛ということもあるため、立憲民主党栗山支部千葉清美町議のメッセージと社会民主党北海道連合熊谷吉正さんからのメッセージを紹介し、約30分ほど街頭宣伝は終了しました。

参加者はマスクをつけ安全な距離を保って、のぼり旗やプラカードをもって、通行する車や買い物中の市民にアピールしていました。

この日は晴天で暖かく、買い物客が多かったです。

通行者や運転中の車からも声援があり、コロナ自粛中にもかかわらず夕張市民からの好意的な反応がありました。

党政策ポスター一斉張り出し

雪解けを待つて、日本共産党夕張総合後援会は、「消費税5%にもどす。」のポスターを看板に貼り付ける作業と張り出しを行いました。

この日は晴天に恵まれ、行動に参加した後援会員にも元気な作業姿が見られました。

しかし、全世界を襲ったコロナウイルス感染症拡大で、三密を避ける行動が求められ、不自由な生活を余儀なくされました。

消費税5%にもどすことが必要です。



くずさんの 夕張歴史散歩 (135)

明治維新 49 / 朝鮮植民地支配 ③

1910年(明治43)8月29日「韓国併合に関する条約」は公付施行され、韓国は完全に日本の版図(はんと)となります。戦前の日本地図を見ると、台湾と南樺太*と並んで朝鮮半島も赤く塗られて、日本の領土を示しています。

条文のまやかし

「韓国皇帝陛下は韓国全部に関する一切の統治権を完全且永久に日本国皇帝陛下に譲渡す」これが条約の第1条です。続いて第2条では、「日本国皇帝陛下は前条に掲げたる譲渡を承諾し且全然韓国を日本帝国に併合することを承諾す」となっています。

おかしいのは1条の最後に譲渡とあり、2条で譲ってくれから受け取ってやる、となっているのです。条約案文は日本政府が書き、軍の圧力の下で有無を言わず調印させたものです。

あたかも韓国の意志で譲ったように書かれています。人の道に反する卑劣な行為を繰り返された韓国皇帝や民衆が、自分の意志で国を売るわけがありません。

国の名前も変えられ、

統治機構も朝鮮総督府が

以来韓国という国号は朝鮮と変えられ、支配統治していた総監府と韓国政府の官庁を統合改編し、10月1日に朝鮮総督府が出来上がります。総督は陸海軍大將と限られ、天皇に直結し政務を統轄、陸海軍をも統率しました。初代総督には、現職の陸軍大將寺内正樹が就きます。寺内の得意満面の姿が浮かびます。

* 台湾は日清戦争の結果割譲させ、南樺太は日露戦争の末に日本の領土としましたが、1945年の終戦で、かつて戦争の結果分捕った地域はすべて元に返しました。



畠山和也「かけある記」
前衆議院議員

畠山和也

この言葉を胸に

鈴木知事が法的根拠のない「緊急事態宣言」を出してから、間もなく三カ月。石狩管内を除き、事業者への休業要請は一部緩和されましたが、命と健康への不安、くらしと商売の窮状は続いています。先日も国の出先機関へ要請しましたが、引き続き苦難の声を届けていきたい。

これまで道内の延べ八十団体から、突き刺さるような思いや実態を聞いてきました。

今、こそ共産党は聞き耳を立ててほしい——道中小企業家同友会の守和彦代表は、私の目を見て訴えました。地域社会の大事なインフラでもある中小企業を、一社たりともつぶさないとの強い意思に比べればと腹を固めました。

何、で放っておくんですか——陽性者が相次いで見つかる医療・介護現場で働く仲間と、患者・利用者の現実には胸を痛める道医労連の鈴木緑委員長。これまでも何度となく「医療・介護に予算を」と訴えてきた、その悔しさと怒りを共にしました。

困っている子どもへの助けになれば——札幌市内の学童クラブへ無償弁当配布を始めた飲食店スタッフは、みずからも「学童育ち」だったと言います。困難のもとで手をつなぎ合っている大人の姿が、子どもたちの心に残ってほしいと願いました。

窮状を乗り越えようと、広がる行動と連帯の輪。日本共産党の地方議員も議会論戦や相談・聞き取り、給付金の書類書きを手伝うことにも汗をかいています。読者のみなさん、お困りごとは遠慮なく日本共産党へお寄せください。